

**米穀専門店を対象とした岩手県産米キャンペーン
実施業務委託**

業務仕様書

令和5年 11 月

いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会

1 業務の概要

1 目的

全国の米穀専門店を対象として「金色の風」「銀河のしずく」「岩手県産ひとめぼれ」等のキャンペーンを実施することで、米穀専門店との結びつきを強化し、岩手県産米の需要拡大を図るもの。

2 業務内容

(1) キャンペーン参加米穀専門店の取りまとめ

一般財団法人日本米穀商連合会を通じて、お米マイスターが在籍する全国の米穀専門店（約 1,500 店）に対して参加意向調査を行うこと。

【実施時期】 12 月～1 月中

【回数】 1 回以上

【実施方法】

一般財団法人日本米穀商連合会が 12 月 26 日（水）に全国のお米マイスター宛てに送付する文書にキャンペーン概要及び参加意向調査資料を同封し参加店舗を取りまとめること。

【留意事項】

新規参加店舗の積極的な確保を行うこと。（具体的な内容については提案すること。）

(2) 米穀専門店を対象としたキャンペーンの実施

「金色の風」「銀河のしずく」「ひとめぼれ」を中心とする県産米の販売促進キャンペーンを実施すること。（キャンペーンの実施内容は、提案すること。）

【実施時期】 1 月～3 月中

【回数】 1 回以上

【CP 内容】

「金色の風」「銀河のしずく」「岩手県産ひとめぼれ」の取り扱いのある又は新たに取り扱いたい意向がある米穀専門店に対して県産米を購入した方を対象に県産米をプレゼントするキャンペーンを実施する。

【対象】

お米マイスターが在籍する全国の米穀専門店（約 1,500 店）のうち、「金色の風」「銀河のしずく」「岩手県産ひとめぼれ」を取り扱う店舗（50～100 店舗程度想定）

【留意事項】

- ・ 実施に係る関係団体（米卸売事業者、小売店等）との調整を行うこと。
- ・ 景品は総額 350,000 円とし、一部に岩手県産米を活用すること。
（具体的な内容については協議会と協議の上決定すること。）

(3) キャンペーンの実施に係る PR 資材等の制作

上記(2)で活用する資材を制作し参加店舗に送付すること。（デザインは、提案すること。）

【制作物】

ア ポスター：200 枚（B2 版、片面、カラー、コート 135 k 以上）

イ 応募ハガキ：20,000 部（縦 297 mm×横 105 mm、両面、カラー コート 135 k 以上）

ウ 応募シール：20,000 部（縦 25 mm×横 25 mm、片面、カラー）

エ WEB 応募フォーム：サイト構築、データ取りまとめ、抽出対応を含む。

【留意事項】

参加店舗へ PR 資材を送付する際は、上記アからウの他、協議会から提供する PR 資材も同梱して送付すること。

(4) 実績報告書の作成

上記(1)から(3)に係る実施経緯及び結果をまとめた実績報告書を、書面及び電子データで提出すること。

3 留意事項

以下の事項に留意し、事業実施すること。

- (1) 協議会、その構成団体、県内の生産者及び生産者団体等が行う県産米及び各種プロモーション活動と十分に連携し、相乗効果を発揮できる内容とすること。
- (2) これまでに構築されている県産米のイメージを踏まえるとともに、特徴及び栽培地域等について十分に理解した上で事業実施すること。
- (3) 協議会及びその構成団体が有する既存の情報発信ツールと連携し、効果的な情報発信となるよう配慮すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を協議会に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 協議会は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 協議会は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、協議会に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から協議会に移転することとするが、その詳細については、協議会及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3

月 30 日岩手県条例第 7 号) を遵守しなければならない。